

フロン排出抑制法について

弊社製工作機械には、フロン類使用の第一種特定製品（機器・ユニット）を使用しています（一部製品を除く）。フロン類（代替フロンを含む）を使用することで機能・性能を発揮しています。お客様におかれましては、昨今のオゾン層破壊や地球温暖化などについてはフロン類の影響をご承知のことと思います。

オゾン層保護と地球温暖化防止のために、平成27年4月1日より「フロン排出抑制法」が施行されました。

1. フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）の概要：

この法律は、オゾン層保護及び地球温暖化防止を目的として、フロン類使用の第一種特定製品に

- ① 機器を適切な場所で適切に設置し、適切な使用環境を維持
- ② フロン類をみだりに大気中に放出することの禁止
- ③ 四半期（3ヶ月）毎に1回以上の簡易点検を実施し記録を保管
- ④ 故障やフロン類の漏洩が見つかった場合は、速やかな修理
- ⑤ フロン類の漏えいが見つかった場合、修理せずフロン類の充填は禁止
- ⑥ フロン類の充填・回収は、必ず都道府県に登録された第一種フロン類充填・回収業者に依頼
- ⑦ この製品を廃棄する場合はフロン類の回収が必要
- ⑧ 機器を廃棄する際は専門業者によるフロン類の回収依頼と引取証明書の発行と保管
- ⑨ 事業者単位で年間漏えい量が一定以上の場合には国に報告（フロン類算定漏えい量報告・公表制度）
- ⑩ 点検、修理、フロン類の充填・回収の記録および廃棄の際の引取証明書は、設置してから廃棄後も3年間の保管を義務付けています。

2. 簡易点検について（点検内容）

異常な運転音・振動はしていない、外観の損傷、腐食や錆、冷えない、アラームや異常の発生などについての点検を実施していただきますようお願いいたします。記録用紙のサンプルを添付します。

また、フロン排出抑制法に基づく点検の概要は以下の通りです。

点検方法	対象機器	点検頻度	点検内容	点検者
簡易点検	すべての機器	3ヶ月に1回以上	目視点検	お客様における機器や設備の管理者
定期点検	圧縮機出力7.5Kw以上の機器	1年に1回以上	目視点検 間接法 直接法	有資格者

事業者単位で年間漏えい量が一定以上の場合には国に報告が必要です（フロン類算定漏えい量報告）

3. フロン類使用の第一種特定製品のフロン類充填・回収および廃棄について

修理などでフロン類の充填・回収が必要な場合は、必ず都道府県に登録された第一種フロン類充填・回収業者に依頼していただきますようお願いいたします。

廃棄する場合は、必ず各都道府県に登録のある第一種フロン類充填・回収業者であり、且つ、廃棄処分が可能な業者へ委託していただきますようお願いいたします。委託に際しては、フロン排出抑制法にもとづく回収依頼書の発行と保管（3年）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）にもとづくマニフェストの発行と保管（5年）が必要になります。

第一種フロン類充填・回収業者につきましては、各都道府県庁にお問い合わせ願います。

<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

参考：廃棄物処理業者とお取引の無い場合は、下記ホームページを参考に委託先を決めてください。
環境省ホームページでの処理業者検索 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/>)
また委託の際、マニフェスト制度に基づく産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発行および保管（5年）が必要になりますが、「有価物」の場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は不要です。
必ず委託業者に確認をお願いします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、マニフェスト制度に関しては、下記のホームページを参照願います。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/> （環境省 廃棄物処理業者検索システム）
<http://www.jwnet.or.jp/waste/> （日本産業廃棄物処理振興センター 産業廃棄物について）
<https://www.jwnet.or.jp/waste/knowledge/manifest/index.html> （マニフェスト制度について）

4. 届出について

大気中へフロンを排出した際の届出の対象は、事業者単位で1000CO₂t以上です。

計算式： フロン類算定漏えい量(CO₂t) =
(充填量(kg)－機器整備時の回収量) × 地球温暖化係数 × 1,000
地球温暖化係数は、<http://www.jreco.or.jp/data/GWP.pdf> を参照下さい。

ご注意：お客様におかれましては、フロン類をみだりに放出した場合、機器・ユニットの使用や廃棄などに関する義務に違反した場合、算定漏洩量の未報告・虚偽報告の場合、都道府県の指示に従わなかった場合は、罰則規定（一年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金など）があります。ご注意をお願いします。

フロン排出抑制法に関しては、下記の環境省ホームページを参照願います。

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>